

社会福祉法人定款変更の手続について

1 定款変更認可

- ① 根拠法令 社会福祉法第45条の36第2項
- ② 変更事項 ア 法人所在地・基本財産の増加・公告の方法以外の条項
 イ 法人所在地・基本財産の増加・公告の方法の条項及びそれ以外の条項
- ③ 提出書類 (2部提出)
 - ・社会福祉法人定款変更認可申請書
 - ・変更前, 変更後定款全文
 - ・登記簿謄本の写し※ (資産に関する事項の変更がある場合のみ)
 - ・定款変更について承認を得た理事会評議員会の議事録
 - ・その他, 事業の追加等の場合は新規事業に係る事業計画等を添付

2 定款変更届出 (下記ア・イ・ウの変更事項のみの場合)

- ① 根拠法令 社会福祉法第45条の36第4項
- ② 変更事項 ア 法人事務所の所在地の変更
 イ 資産に関する事項の変更のうち基本財産の増加に係る場合
 ウ 公告の方法の変更
- ③ 提出書類 (1部提出)
 - ・社会福祉法人定款変更届出書
 - ・変更前, 変更後定款全文
 - ・登記簿謄本の写し※ (資産に関する事項の変更がある場合のみ)
 - ・定款変更について承認を得た理事会評議員会の議事録